

○東京藝術大学奨学金規則

〔昭和36年9月28日〕  
制 定

改正 昭和42年10月19日 平成5年2月18日  
平成13年4月1日 平成16年4月1日  
平成17年4月1日 平成20年4月15日  
平成25年10月24日 平成27年5月14日

第1条 東京藝術大学学則第113条第3項の規定に基づき、この規則を定める。

第2条 東京藝術大学奨学金（以下「奨学金」という。）の給与又は貸与はすべての規則の定めるところによる。

第3条 この奨学金は毎年度予算の範囲内で学業優秀なものに学資を給与又は貸与することを目的とする。

第4条 奨学金の給与は毎年度初めにその学部又は研究科の教授会、附属音楽高等学校にあっては東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会の選考を経て学長が行う。

第5条 奨学金は毎月事務局戦略企画課財務管理室で直接本人に交付する。

第6条 奨学生が休学したときは、その翌月から復学した前月までの間奨学金の給与又は貸与を休止する。

第7条 奨学生が停学を命じられたとき、又は死亡したときは翌月分から奨学金の給与又は貸与を廃止する。

第8条 この奨学金の事務は学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和36年9月21日から施行する。

附 則

この規則は、昭和42年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。